

# ナチス戦時体制における世襲農場法の 改正と親族・相続規制の変容

鈴木直哉

- 一 はじめに
- 二 一九三三年ライヒ世襲農場法 REG による相続規制
  - 1 世襲農場の成立要件
  - 2 世襲農場の法定一子相続順位
  - 3 被相続人による一子相続人の指定
  - 4 夫婦世襲農場
  - 5 小括
- 三 一九三六年世襲農場法令 EHRV による相続規制の改正
  - 1 小序
  - 2 法定一子相続順位に関する改正
  - 3 被相続人による一子相続人の指定に関する改正
  - 4 夫婦世襲農場に関する改正
  - 5 苛酷事例の救済

6 小括

四 一九四三年世襲農場継続形成令 EHFV<sup>(1)</sup>による改正

- 1 第二次世界大戦とドイツ農業
- 2 「農民」概念の拡大
- 3 入婚した夫の地位と農民的管理用益権
- 4 配偶者の一子相続人への指定
- 5 生存配偶者の農民的管理用益権
- 6 夫婦世襲農場
- 7 その他の一子相続に関する改正
- 8 苛酷事例の救済
- 9 世代交替促進のための措置

五 総括

一 はじめに

筆者はこれまでに、ナチス期ドイツの農地法制の展開・確立過程を明らかにしてきた<sup>(1)</sup>。そこでの考察は、政権発足当初の第一次四ヶ年計画期および第二次四ヶ年計画期の前半に、すなわち一九三三年から三七年に限定されており、その後のナチス党政府による農地立法を分析することは今後の課題として留保した（前稿②<sup>(2)</sup>④<sup>(3)</sup>）。そこで本稿では、戦時体制後期にあたる一九四三年九月三〇日の世襲農場継続形成令<sup>(4)</sup> Erbhofortbildungsverordnung（以下「継続令」または EHFV と略）を中心に考察する。

ところで筆者がこれまで考察してきた様に、世襲農場法制は、一九三三年九月二九日のライヒ世襲農場法<sup>(5)</sup> Reichs-

erhofgesetz (以下 REG と略) によって開始され、その後三六年二月二日の世襲農場法令<sup>(6)</sup> Erbhofrechtsver-  
ordnung (以下「三六年令」または EHRV と略) および同日の世襲農場手続令<sup>(7)</sup> Erbhofverfahrensordnung (以下 EHVVO と  
略) によって大きく変容する<sup>(8)</sup>。そして本稿で考察する継続令は、その後における大きな改正立法であるが、改正の主  
要眼目は、世襲農場の相続順位に関して新規制を行なうこと、および世襲農場所有者とその家族(特に配偶者)との  
関係について規制することに置かれている<sup>(9)</sup>。従って本稿では、こうした親族・相続法的規制が、REG、三六年令・  
EHVVO、継続令と経緯していくなかでどのように変化していったかを考察していくことにしたい。しかし、前稿①②  
においては、論述の重点を財産法的側面に置いていたため、REG および三六年令・EHVVO の親族・相続法的規制  
に関しては十分な考察を行ない得なかった。そこで本稿では、まず二および三で、各々 REG および三六年令に關  
して必要な再論を行なううえで、親族・相続法的規制に関して補充することにする。次に四では継続令について論  
述することにする。

- (1) 鈴木直哉「世襲農場法とナチス農地法制の展開」(早稲田法学会誌・第三四卷・一九八四年)以下「前稿①」と引用)。同  
「ナチス世襲農場制と農地貸借規制」(早稲田大学大学院法研論集・第三一号・一九八四年)以下「前稿②」と引用)。
- (2) ナチス期は経済政策によって次の四期に区分される。①第一次四ヶ年計画期：一九三三年～三六年九月。②第二次四ヶ年  
計画期：三六年一〇月～三九年八月。③戦時体制前期：三九年九月～四二年八月。④戦時体制後期：四二年九月～終戦。詳  
細は前稿①六頁注(9)を参照。

(3) 前注参照。

- (4) 正式名称は「Verordnung zur Fortbildung der Erbhofrechts (Erbhofbildungsverordnung——EHFV——)。  
Vom 30. September 1943. (RGBl. I S. 549)

ナチス戦時体制における世襲農場法の改正と親族・相続規制の変容

- (5) RGBL 1983 I S. 685. これには以下三つの施行令 Durchführungsverordnung がある。第一施行令（三三年一〇月一九日：RGBL I S. 749：以下 1. DV と略）。第二施行令（三三年十二月一九日：RGBL I S. 1096：以下 2. DV と略）。第三施行令（三四年四月二十七日：RGBL I S. 349：以下 3. DV と略）。
- (6) RGBL I S. 1069.
- (7) RGBL I S. 1082.
- (8) 以上につき前稿<sup>(1)</sup>、特に同二、三を参照。
- (9) こうした規制に重点が置かれることとなった必然性については、後に総括する（四、五参照）。

## 二 一九三三年ライヒ世襲農場法 REG による相続規制

### 1 世襲農場の成立要件<sup>(1)</sup>

REG によれば、農業または林業に利用されている所有地で、農民能力ある bauernfähig 自然人の単独所有に属し（REG 第一条）、自活可能面積 Ackernahrung<sup>(2)</sup>＝七・五 ha 以上で（同第二条、1. DV 第三四條一項）、一二五 ha 以下（REG 第三条）のものは総て「世襲農場 Erbfhof」となる<sup>(2)</sup>。世襲農場の所有者は「農民 Bauer」と称する（第二条）。こうして成立した新しい経営カテゴリー＝世襲農場については、譲渡・負担設定に関して一子相続裁判所の許可を要し（第三七条）、金銭債権に基づく強制執行を禁止され（第三八条）、法律上当然に一括相続される（第一九条）。

### 2 世襲農場の法定一子相続順位

(一) 農民＝世襲農場所有者が死亡する場合には、世襲農場は、法定相続順位および遺産分割に関して、相続財産の特別部分を構成し<sup>(4)</sup>、法律上当然に一括して一子相続人に承継される（REG 第一九条）。被相続人が死因処分によって一子相続人を指定しなかった場合には（もっとも死因処分による指定の自由は大幅に制限されている…後述<sup>3)</sup>）、次のような法

定一子相続順位に基づいて一子相続人が定まる。

(一) REG 第二〇条は、一子相続順位に関して以下の第一ないし第六の相続順位を定めている。第一相続順位は、被相続人の息子。この者が死亡している場合には、この者の息子および「息子の息子 Sohnesohn」が代わる。<sup>(5)</sup> 第二相続順位は、被相続人の父。第三相続順位は、被相続人の兄弟。この者が死亡している場合には、この者の息子および「息子の息子」が代わる。<sup>(5)</sup> 第四相続順位は、被相続人の娘。この者が死亡している場合には、この者の息子および「息子の息子」が代わる。<sup>(5)</sup> 第五相続順位は、被相続人の姉妹。この者が死亡している場合には、この者の息子および「息子の息子」が代わる。<sup>(5)</sup> 第六相続順位は、被相続人の女性卑属およびこの者の子孫で、第四相続順位に属さない者。第六相続順位内では、被相続人の男系（被相続人と男性だけを介して血族関係を有する男性）に近い者が遠い者に優先し、その他の点では、男性が優先する。以上の第一ないし第六相続順位の間では、先順位の血族 Verwandter が存在する限り、後順位の血族は一子相続人にならない（第二二条二項）。

(二) 世襲農場の所有者は農民能力があることが要件とされること（前述1・前稿①②③）の論理的帰結として、農民能力のない者は一子相続人として欠格し、この場合には、この欠格者が相続事件時に死亡しているものと仮定して一子相続人を決定する（REG 第二二条一項）。

第二相続順位以外の五つの相続順位のうちの一つに、複数の者が存在している場合（例…複数の息子、兄弟など）には、当該地域に妥当している慣行に従って、最年長者または最年少者が一子相続人となる。特定の慣行が存在しない場合には、最年少者が一子相続人となる（同第三項<sup>(6)</sup>）。また、既に世襲農場を所有する者は一子相続人として欠格し、この欠格者が死亡していると仮定した場合に一子相続人となる者（Ⅱ次順位の一子相続人）が相続する。ただし、上記の欠格者が、新しい世襲農場を承継する旨の意思表示を一子相続裁判所に行なう場合にはこれを承継できるが、従前に

所有していた世襲農場は、右記の次順位の一子相続人に移転する（第二条）。

(四) 以上の法定一子相続順位に関して特に目を引くことは、被相続人の娘が第四相続順位に置かれ、被相続人の父および兄弟に劣後していたということである。しかし、こうした規定は通常の慣習から乖離しており、農民層の間に不安を惹き起こすことが懸念されたため、REG 第二一条七項および 2. DV 第八条は経過措置として、土地財産が世襲農場になった時点以後初めての相続事件においては、第四相続順位（娘等）は、第二相続順位（父）および第三順位の者（兄弟等）に優先すると規定した<sup>(8)</sup>。これによって、被相続人に息子がいない場合、または相続事件時に被相続人の息子が死亡している場合には、娘が被相続人の父や兄弟に優先して法定一子相続人になることになる。

### 3 被相続人による一子相続人の指定

(一) BGB による相続の場合には、被相続人は死因処分により自由に相続人を指定できる<sup>(10)</sup>。また、ナチス期以前にラント法として存在していた一子相続法も、被相続人の死因処分の自由を制限することは許されていなかった<sup>(11)</sup>。

これに対して、世襲農場の一子相続人の指定に関しては REG によって様々な制限が課せられていた。まず、被相続人は死因処分によって、一子相続権による相続順位を排除または制限できない（第二一条一項）。従って、世襲農場を複数の相続人に相続させるような指定を行なうことは許されない。それにとどまらず、何らかの点で REG と異なった相続順位を定めることも、死因処分による一子相続権の排除・制限と解されるから、先順位の一子相続人が欠格（死亡・農民能力の欠如）していない場合には、別段の法規制がない限り、後順位の一子相続人を指定することができない<sup>(12)</sup>。

(二) 次に、先述の六つの相続順位の範囲内で相続人を指定する場合には、次の規制がある。

第一に、第一順位の者（息子等）が複数存在するときには、当該地域に一子相続慣行がない場合、被相続人による自

由指定が通常である場合、重大な理由があり一子相続裁判所が許可した場合のいずれかの場合には、被相続人は右の者のうち一人を一子相続人に指定できる（第二五条一項）。

第二に、第四順位（娘等）に関しては、被相続人は、重大な理由がありかつ一子相続裁判所の許可がある場合には、第一順位（息子等）、第二順位（父）、第三順位（兄弟等）の者が存在しているときであっても、第四順位（子）の者が一子相続人に指定できる（同第三項）。

第三に、第一順位（息子等）の者が存在しない場合には、被相続人は、第二ないし第六順位（子）の者を一子相続人に指定でき、一子相続裁判所の許可を受ければ、先順位（子）の者が欠格していても後順位（子）の者を指定できる（同第四項）。

（三）最後に、第一ないし第六順位（子）の者が存在しない場合に限り、被相続人はそれ以外の者を一子相続人に指定できる（同第五項）。自己の配偶者を一子相続人に指定できるのはこのような場合に限られる。

#### 4 夫婦世襲農場

（一）1でも述べた様に、世襲農場は自然人の単独所有であることが要件とされ（REG 第一条）、複数の者の共有または法人所有に属することは許されていない（第一七条）。しかし REG の施行令は経過措置として、夫婦の共有等にある農場についても世襲農場の成立を認めた（これを夫婦世襲農場 Ehegattenhof とする）。

すなわち、単独所有の要件を除く世襲農場の成立要件を満たす土地財産が、(a) 一九三三年一〇月一日（REG 施行日）に、夫婦財産共同制<sup>(15)</sup>の合有財産またはその他の夫婦の共有に属する場合、(b) 同年二月二日（§. DV 第五条の施行日）に、一部は夫の単独所有、一部は妻の単独所有に属する場合、(c) 同日に、一部は夫婦の共有、一部は夫婦の一方または双方の単独所有に属する場合には、この土地財産は、それぞれの基準日以降において夫婦世襲農場となる（1. DV 第六二条一項、2. DV 第五五一条項）。

(二) 夫婦世襲農場の場合には、夫婦は、相続契約または共同遺言によって、次の様な一子相続人の指定を行なうことができる（1. DV 第六二条二項、2. DV 第五条二項）。①夫婦の相互を一子相続人に指定すること、または②一方の配偶者が死亡した場合あるいは生存配偶者が死亡した場合に、世襲農場が、REG 第二〇条、二一条によって夫婦のいずれか一方の一子相続人になる者、または同第二五条によって夫婦のいずれか一方の一子相続人に指定される者<sup>(16)</sup>を一子相続人としてこれに帰属する旨を指定することができる。

(三) 夫婦が右の指定を行なわなかった場合の法定一子相続順位に関しては次の様に規定されている。③妻が死亡した場合には、農場は夫を一子相続人としてこれに帰属し、④夫が死亡した場合には、妻の生死にかかわらず、農場は REG 第二〇条、二一条によって夫の一子相続人になる者を一子相続人としてこれに帰属する（1. DV 第六二条三項、2. DV 第五条三項）。

(四) この時期における夫婦世襲農場の規定について、ここではとりあえず次の四つを指摘しておく。第一に、あくまで経過規定であったこと。第二に、夫婦世襲農場が一旦相続されると、単独所有の世襲農場になること。第三に、単独所有の世襲農場の場合とは異なり、配偶者を一子相続人に指定することが可能であったこと（前記①）。第四に、法定相続に関して、妻が死亡した場合には、夫が一子相続人となるのに対して（前記③）、夫が死亡した場合には、夫の単独所有の場合と同様に法定一子相続人が定められたこと（前記④）。

## 5 小括

以前に筆者は、一九三三年ライヒ世襲農場法は、ナチス的イデオロギーの影響を強く受けたものであるとの総括を行<sup>(18)</sup>った。その結論は本章で見た REG による相続規制についても維持可能であると考えられるが、そうした特徴を示す諸点を以下に四つ指摘しておく。

第一に被相続人の死因処分の自由が大幅に制限されていたことである。この制限は、単に分割相続の指定が許されなかったにとどまらず、誰を一子相続人に指定し得るかという点、および場合によっては一子相続人の指定に一子相続裁判所の許可を要するという点にも及んでいた(3参照)。

第二に、世襲農場制は男女を区別し、男性優先の規定を行っていたこと。こうした男性優先は、特に法定一子相続順位に関して、娘は息子に、姉妹は兄弟に劣後していた点、父は第二相続順位に置かれていたのに母には法定相続順位が与えられなかった点、さらに娘は息子にのみならず——2(四)に示した経過措置があるとはいえ——父および兄弟にすら劣後していた点に現われている。こうした規制の根拠を、当時の論者は古いドイツの農民慣習は男性相続であったことに求めていた。<sup>(19)</sup>

第三に、配偶者には法定一子相続順位が与えられず、さらに単独所有の世襲農場で配偶者を一子相続人に指定できるのは、第一ないし第六相続順位の者が総て欠格している場合に限られていた(3(三)参照)。

第四に、農場が誰に由来するかが考慮されていないために、農場が他の血族に流出してしまう可能性があり、この点で世襲農場制が農民層に受け入れ難いものになっていたことが指摘できる。<sup>(20)</sup>

(1) これについては前稿①二を参照。

(2) 以上の要件を満たした土地財産は、強行的に世襲農場になる。世襲農場は、世襲農場登録簿に職権で登録されるが、この登録も権利宣言的意義しか有しない(REG 第一条三項)。

また、世襲農場を構成するものには、土地・建物(同第七条)だけでなく、これと結合する諸権利(2: DV 第二条)および経営管理のための家畜、農具などの従物(REG 第八条)も含まれる。

(3) 前稿①二5(一〇頁)を参照。

- (4) 従って、世襲農場を構成する財産（注(2)(c)）には、民法典 BGB による相続権は発生しない。
- (5) これら四つは、いわゆる代襲相続であるが、代襲者は、文字通り、被相続人の息子、兄弟、娘、姉妹）の「息子」および「息子の息子」に限定される。従って、代襲者の範囲は、被代襲者の「娘」、「娘の息子」、「娘の娘」、その他の卑属（曾孫など）には及ばず、これらの者は第六相続順位を有する場合があるにすぎない（Vgl. Siefert, Das Reichserbhofrecht, 2. Aufl, 1943 Karlsruhe, S. 100. 以下 Siefert と引用）。
- (6) その他一子相続順位の細則としては、複数の息子の間では最初の妻より出生した息子が優先し、複数の兄弟または姉妹の間では全血の者が半血の者に優先する（REG 第二条四項）。
- (7) Vgl. Siefert, S. 108 ff.
- (8) Siefert, S. 107.
- (9) 後に見る様に、こうした規定は、一九四三年の継続令で事実上の継続規定となる（四参照）。
- (10) 死因処分とは、遺言および相続契約を指す。前者による相続人の指定は BGB 第一九三七条、後者のそれは同第一九四一条。
- (11) 民法典施行法第六四条二項は、「ラントの法律は、一子相続法に服する不動産を被相続人が処分する権利を制限することはできない」と規定する。尚、前稿①三頁注（1）をも参照。
- (12) Siefert, S. 116.
- (13) 本稿三で見るとように、一九三六年の EHRV によって、夫婦世襲農場の成立は継続的に認められるようになる。また、前稿①一頁（注(5)）および一四頁では、次に示す(b)(c)の型態の夫婦世襲農場は、EHRV によって初めて認められたかのような誤った説明をしたが、本稿に示す様に訂正する。
- (14) 正確には、REG 第一条ないし第四条、および第六条の要件。
- (15) 夫婦財産共同制とは、夫および妻の財産を、夫婦の合有財産とし（BGB 第一四一六条）、この合有財産を夫婦契約の定めるところにより、夫または妻、または夫婦が共同に管理するものである（同第一四二一条）。

(16) 本章2参照。

(17) 本章3参照。

(18) 前稿①五(二八―二九頁)および前稿②四2(一一九頁以下)。

(19) Siefert, S. 100.

(20) 一例を挙げれば、ある農民の世襲農場が母に由来するものであり、この農民が死亡した際に、卑属も兄弟姉妹もいなければ、この農民の父が一子相続人になる。その後の相続は、この父を基準として行なわれるため、この農場は父の血族へ流出する結果になる。こうした事態に対する措置は、四三年のEHFVによって初めてなされることになる(四参照)。

### 三 一九三六年世襲農場法令 EHRV による相続規制の改正

#### 1 小序

三六年九月のナチス党大会でヒトラーは「第二次四ヵ年計画」の実施を宣言した<sup>(1)</sup>。この計画の目標は、四ヵ年以内に戦争準備を完了することであり、農業部門には食糧自給率向上のための生産力増強の課題が課せられた。本稿二で見た三三年のREG段階では、世襲農場制の主眼は、世襲農場農民の保護にあったのに対して、第二次四ヵ年計画期に入るとこの主眼は、生産力の高い経営を世襲農場に取り込むこと、および世襲農場での農業経営を合理的形態で維持することへと移行してくる<sup>(2)</sup>。こうした重点移行の具体化が、三六年一月二二日の世襲農場法令 EHRV および同日の世襲農場手続令 EHVVO による世襲農場法の改正である。

両者は、REG の新たな施行規定<sup>(3)</sup>であり、前述の三つの施行令すなわち 1. DV<sup>1</sup> 2. DV<sup>2</sup> および 3. DV<sup>3</sup> が廃止される (EHRV 第五五条)。そして特に相続規制と関係するのは EHRV であるので、以下では EHRV による相続規制を新旧対比しながら見ていくことにする。

## 2 法定一子相続順位に関する改正

(一) 娘の法定相続順位に関しては、従来通り、当該土地財産が世襲農場になった時点以後初めての相続事件に限り、第四相続順位の者(娘、その息子および「息子の息子」)は、第二相続順位の者(父)および第三相続順位の者(兄弟等)に優先するとの規定が置かれた(EHRV 第四八条<sup>4)</sup>と DV 第八條)。

(二) 次に、複数の婚姻より出生した複数の子の間の法定相続順位に関して、EHRV 第七條一項、二項は従来の規定を補完した<sup>(4)</sup>。即ち、世襲農場所有者が、複数の婚姻より出生した複数の息子を持つ場合には最初の婚姻より出生した息子が優先し、複数の婚姻より出生した複数の娘を持つ場合には最初の婚姻より出生した娘が優先するとした。<sup>(5)</sup>

(三) EHRV 第八條一項は、「一子相続人が既に世襲農場を有する理由から欠格し、かつ被相続人がこの一子相続人と同一の一子相続順位の血族(例:他の息子、兄弟、娘、姉妹)を有する場合で、この血族、この者の配偶者、この者の卑属のいずれもが世襲農場を有しないときには、右の血族は、欠格した右の一子相続人の卑属に優先する。」と規定した。例を挙げて説明すると、被相続人 A に息子 B および C がおり、B・C 各々に息子 B' および C' がいる。当該地域の相続慣行によれば B が法定一子相続人となるが、B は既に世襲農場を所有しており欠格している。こうした場合に、従来の規定であった REG 第二條一項によれば、B が自己の世襲農場を放棄しない場合には、A の世襲農場は B' に相続されることになっていた(二)(三)。その結果、B の家系 Zwäg には二つの世襲農場が集中し、C の家系には世襲農場が存しないことになった。そこで EHRV 第八條は、こうした場合に、C 自身、C の配偶者、C の卑属(C)のいずれもが世襲農場を有しない限り、C は、欠格した一子相続人 B の卑属 B' に優先すると規定したのである。これによって、一家系への世襲農場の集中が防止されることになる。

(四) 従来の規定では、養子には法定一子相続順位が与えられていなかった(REG 第二條六項)。従って、養子を一子

相続人に指定することは、限られた範囲でしか許されなかった(二三(三)参照)。これに対して EHRV 第四七条は、REG 施行日(一九三三年一〇月一日)以前に養子となった者は、相続順位に関して嫡出子と同じ取扱がなされると規定した(第二項)。さらに、それ以後に養子となった者に関しても、世襲農場たる性質が発生した時点以後初めて相続事件に限り、一子相続裁判所の許可を得て、一子相続人に指定し得ることになった(同第二項)<sup>(6)</sup>。この点が関連して注意を引くのは、同第四項が「養子が相続または譲渡契約によって世襲農場を取得した場合で、後に養子が死亡した際の世襲農場の相続は、養子が養親の嫡出子であると仮定して行なわれる」と規定したことである。この規定によれば、養子が卑属なく死亡した場合には、養子の実父、実の兄弟姉妹でなく、養親の息子または娘(養子の義理の兄弟姉妹にあたる)などが一子相続人となることになり、世襲農場が養子の血族へ流出するのが防止されている。<sup>(8)</sup>

### 3 被相続人による一子相続人の指定に関する改正

(一) 被相続人が世襲農場の一子相続人を指定することに関しては様々な制限があることは既に述べた(二e)。EHRV は、こうした制限の基本的枠組を維持しつついくつかの改正を加えている。

(二) まず EHRV 第九条は、「被相続人は、息子が死亡、相続放棄またはその他の事由で未だ欠格していない場合であっても、重大な理由があり、一子相続裁判所の許可がある場合には、この息子を飛越して、この者の息子または『息子の息子』を一子相続人に指定できる」と規定した(第一項)。この規定は、被相続人の兄弟、娘、姉妹および第六相続順位に属する卑属を飛越して、これらの者の息子または「息子の息子」を一子相続人に指定する場合にも準用される(第二、三項)。これらの規定は、第一および第三ないし第六順位のそれぞれの中で、古い世代の者を飛越する自由<sup>(9)</sup>を認めただけであり、相続慣行を無視して複数の息子のうちの一人を指定することを認めたり、あるいは法定相続順位の前後に係わりなく自由に指定することを認めたものではないことに注意しなければならない(二三を参照)。

これと関連して、被相続人は、重大な理由があり、一子相続裁判所の許可がある場合には、最初の婚姻より出生した息子を飛越して、第二の婚姻より出生した息子を一子相続人に指定できると規定された（EHRV 第七条四項：法定相続順位上の初婚子優先については前述（二））。

（三）次に、世襲農場を恒久的に男系に相続させる道を開くために EHRV 第一〇条一項は次の様に規定した。「農民は、農場定款 *Hofsatzung* において、将来総ての相続事件に関して、農場はもっぱら男系、すなわち農民と男性を介して血族関係を有する男性のみが相続する旨を指定できる。この場合、第四ないし第六相続順位の一子相続人を、REG 第二〇条の意味における一子相続人でない男性親族に劣後させること、または完全に排除することができる<sup>(10)</sup>」。第一文は、将来の相続事件総てにわたり男系相続を指定する自由が与えられた点<sup>(11)</sup>で、第二文は、法定一子相続順位に属する者を飛越えて（飛越されるのは、第四順位<sup>(12)</sup>娘等、第五順位<sup>(13)</sup>姉妹等であり女性が主である）、法定相続順位を有さない者を指定する自由を与えた点で特筆されよう。

（四）最後に、相続人指定に関する手続的側面で次の二つの改正がなされた。まず、相続人指定の形式として、従来の遺言および相続契約（REG 第二八条）に加えて、管轄の一子相続裁判所の主席裁判官または公証人の面前での口頭記録文書の方式も認められた（EHRV 第一三条）。次に、遺産裁判所 *Nachlassgericht* は、職権または郡農民指導者の申請に基づいて、第一ないし第六順位の法定一子相続人が存在しない旨の推定の効果をもたらす確認決定を行なうことができることになった（EHRV 第一六条）。

#### 4 夫婦世襲農場に関する改正

（一）従来も経過措置として夫婦世襲農場の成立が認められていたが、EHRV にも同一の規定が承継された（EHRV 第一七条一項、一八条一項・1. DV 第六二条一項・2. DV 第五条一項）。EHRV は明らかに、二（二）<sup>(14)</sup> 示した (a) (b) (c) の要件を、

三六年二月三日（EHRVの施行日）現在充足している土地財産は同日以降夫婦世襲農場となり、また(a)(b)(c)の要件を右期日以降に新たに充足した土地財産は充足の日より夫婦世襲農場となると規定した（EHRV第一七条二、三項、第一八条二、三項）。こうして夫婦世襲農場の成立は継続的に認められることになったが、既存の単独所有世襲農場を夫婦世襲農場へ移行することはこの段階では許されて<sup>14</sup>いない。

(二) 夫婦世襲農場に関する夫婦の相続人指定に関しては二四(二)で述べたが、この規定も引き継がれた（EHRV第二〇条一、二項→1 DV 第六二条二項、2 DV 第五条二項）。

次にEHRVは、相続人の指定に関して新たに二つの規定を設けた。第一に、夫婦の一方が死亡し生存配偶者が一子相続人になった場合で、夫婦双方が生存中に共同死因処分（共同遺言および相続契約）により生存配偶者死亡の際の一子相続人を指定していなかったときには、従来はこの生存配偶者は単独で新たな指定を行なうことはできなかった。しかし、こうしたときに生存配偶者は単独で、自己が死亡した場合の一子相続人を、REG 第二〇条、二一条によって自己または先死配偶者の一子相続人になる者、またはREG 第二五条によって自己または先死配偶者の一子相続人に指定され得る者のうちから指定できることになった（EHRV 第二〇条三項）。

第二に、妻が世襲農場を構成する土地財産のうち経済的により重要な部分を婚姻に持参している場合で、夫婦が共同死因処分による指定を行なっていないときには、妻は、一子相続裁判所の許可を受けて、①自己自身が夫の一子相続人になること、または②夫が死亡した場合または自己が先死した場合に、REG 第二五条により自己または夫の一子相続人に指定され得る者が一子相続人になることを単独で指定できることになった（EHRV 第二一条一項）。夫婦の合意が成立しないため共同死因処分をなし得ず、法定相続順位が発生すると、特に夫婦に子がいない場合などには夫の血族に有利なため（二四(三)③および④）、この新规定は妻が農場のより重要な部分を支出している場合に、妻に一方的

な指定権を与えて、公平を図ろうとしたものである。<sup>(15)</sup>

(三) 夫婦世襲農場に関して、夫婦の双方または一方による相続人の指定がない場合の法定一子相続順位に関しては従来と同様の規定がおかれた（EHRV 第二条一、二項→1. DV 第六二条三項、2. DV 第五条三項：二4（三）参照）。

#### 5 苛酷事例の救済

最後に、EHRV 第五四条一項は、「法律に基づいて発生する、世襲農場の相続順位が、当該事件の特別な事情に照らして、不正かつ不公平とみなされるべき重大な苛酷をもたらす場合には、ライヒ司法大臣はライヒ食農大臣と協力して、ラント農民指導者<sup>(16)</sup>が相続事件後三ヶ月以内に行なう申請に基づいて、世襲農場裁判所<sup>(17)</sup>に聴聞した後、当該相続事件に関して、他の法定一子相続人を一子相続人に指定できる。」と規定した。この規定は、原則としてEHRVの施行日（三六年二月三日）以降の相続事件にのみ適用されるが、ライヒ農民指導者の申請がある場合には三四年一月一日以降右期日までの相続事件にも適用され、また三八年一月三十一日までで失効する（第三項、四項）。ここでは、新たな一子相続人に指定され得る者が法定一子相続人に限られていたこと、この規定が限時規定であったことに注意を要する。<sup>(18)</sup>

#### 6 小括

以上本章では、EHRV による改正を見てきた。ここでの考察結果を一言で要約するならば、EHRV の相続規制においては、REG のイデオロギー的側面が維持されながらも、かかる側面が後退し始めたと言い得るであろう。

まず、イデオロギー的側面の維持は、EHRV が REG の相続規制の基本的枠組を堅持している点において確認され得る。具体的には、EHRV においても REG の法定相続順位に関する規定が維持されている点、従って法定相続順位中の男性優先（二5）が維持されている点、さらには農場約款による「将来の相続人指定の自由」の拡大が男系

相続に限って認められた点に現われている。

次にイデオロギー的側面の後退としては、被相続人による一子相続人指定の自由がいくらか拡大されたこと(3)、苛酷事例の救済措置が設けられたこと(5)、「世襲農場」単独所有の原則の例外をなす夫婦世襲農場の成立が継続的に認められるようになったことが挙げられる。

筆者は以前の考察において、世襲農場法の重点はEHRVに至ると、農業生産力の増強という政策課題との関連で、「経済力・生産力のある農場を世襲農場へと組み入れること」へと移行すると総括した<sup>(19)</sup>。しかし、世襲農場法の相続規制に関しては、右に見た様にEHRVの段階においてもイデオロギー的側面が未だ残存する。これは、以前に考察した世襲農場法の財産法的側面においては農業生産力の増強という政策課題が貫徹していったのとは対照的である。相続規制においてもイデオロギー的側面の後退が決定的になるのは、次章で見る四三年世襲農場継続形成令の段階になつてからである。

(1) この計画の背景および内容に関しては、前稿①三1参照。

(2) この様な、世襲農場制の主眼の移行に関する詳細は、特に前稿②四2(一九頁以下)を参照。

また、農業経営の合理的形態での維持という課題は、第二次四ヶ年計画期に入ると、世襲農場以外の農林業経営に関しても様々な法律によって貫徹されていく。これらの法律に関しては、前稿①四および前稿②を参照。

(3) 両者はもちろんそれだけにとどまらず、世襲農場に対して従来になかった新たな規制も行なうものである(前稿①三参照)。

(4) これに相応する従来の規定であるREG第二条四項(二注)(6)は、「複数の息子の間では、最初の妻より出生した息子が優先する」と規定していただけであり、いわゆる異母兄弟の間での順位を規定してはにすぎず、異母姉妹、異父兄

ナチス戦時体制における世襲農場法の改正と親族・相続規制の姿容

弟、異父姉妹の場合を念頭に置いていなかった。

- (5) こうした規定の根拠としては、最初の配偶者の方が協力・補助によって家庭建設や農場の維持に果たす役割が通常は大きいということなあげられてくる(M. Busse, *Auswahl des Auerben und Auerbenfolge, Recht des Reichsnahrstrandes* = RdRN, 1937 S. 8)
- (6) ただし、この養子が相続事件以前に長期間にわたり嫡出子と同様に農場で生活していることが要件である。
- (7) 当時の BGB 第一七六三条(現在の第一七七〇条)によれば、養子と養親の血族との間には血族関係を生じないことになっている。従って、EHRV 第四七条四項の処理は BGB の規定と異なっている。
- (8) 養子が死亡した場合のその血族の相続に関しては、後に EHRV 第三六条によって補充される。
- (9) Busse, a. a. O., S. 8. f.
- (10) 農場約款は、ライヒ司法大臣とライヒ食農大臣の許可を要し、この許可の決定前には、ライヒ農民指導者(全国的な農業団体であるライヒ食糧団の最高指導者…詳細は、前稿①一(三)三頁以下参照)に聴聞することを要す(第四項)。
- (11) 男系相続との関連で思い起こされるのが、家族世襲財産 Familienfideikomiss である。これは一七世紀以降ドイツで認められてきたもので、土地財産を中心とする財産を、設定者の意思に基づいて特定の相続順位(通常は男性相続人中の長子相続)ならびに現時の所有者の処分(分割、譲渡、負担設定等)禁止に服せしめるものである(Wilhelm Abel, *Agarpolitik, Göttingen 1951, S. 136*) が、三八年七月六日の「家族世襲財産等解消法」(RGBl. I S. 825)によって最終的に解消される。世襲農場が、原則的処分禁止(二一)と農場定款による男系相続とによって、家族世襲財産と形態的に「類似」し得るようになり、その後まもなく後者が解消されたことの背後には、後者を世襲農場制の中へ取り込もうとする政策意思が推論され得る。この点についての考察は他日を期すことにする。
- (12) 法定相続順位に属さない者を一子相続人に指定するには、法定相続順位に属する者が総て欠格してはならないことが原則である(RBG 二五条五項:二e①)。
- (13) 前稿①一(三)三頁以下参照。

- (14) W. Johne, Vorschriften über die Entstehung und Erhaltung der Erbhofeigenschaft, RdRn 1943 S. 5. 後に三年の EHFV 第二〇条により許されることとなる (四九) (参照)。
- (15) Buse, a. a. O., S. 10.
- (16) 前稿①(一)四頁以下参照。
- (17) 前稿①二五(一〇頁)参照。
- (18) 後の四三年の EHFV により、一子相続人に指定される者の範囲は拡大し、また継続規定となる (四八参照)。
- (19) 前稿①三(特に一九頁)、および前稿②四二を参照。

#### 四 一九四三年世襲農場継続形成令 EHFV による改正

##### 1 第二次世界大戦とドイツ農業

一九三九年九月ナチス軍のポーランド進撃により第二次世界大戦が勃発し、ドイツ経済は第二四ヶ年計画未達成のまま戦時体制前期に突入する。その後ナチス軍は電撃的な勝利によりヨーロッパ中央部を支配し、戦局は侵略<sup>(1)</sup>制圧の局面を見ていた。<sup>(2)</sup> 国内では四二年にシュペーア Albert Speer が軍需大臣に任命されて戦時経済が徹底されて戦時体制後期に入る。しかし、これに先立つ四一年六月より開始されていた対ソ連作戦で四二年末にドイツ軍がスターリングラードで敗北を契し、これ以降の戦局は後退<sup>(3)</sup>敗北の局面を見ることとなる。

戦時体制前期には、ドイツ農業の国内生産量は農村男子の徴兵<sup>(1)</sup>農業労働力不足によって減少するが、被制圧諸国からの「輸入」によりドイツの食糧事情は、大戦突入以前とほとんど変化がなかった。しかし、戦時体制後期に入ると、対ソ連戦線での敗北により南部ロシア・東部ポーランドが解放されたため、そこからの食糧「輸入」が激減し、ドイツは食糧供給を再び国内生産に頼らざるを得なくなる。

世襲農場継続形成令 EHFV<sup>(5)(6)</sup>は、こうした状況下で一九四三年に公布される。改正の主眼は、徴兵等による労働力不足を克服し、世襲農場での農業経営を維持・発展させることに置かれるが、そのための手段としては、本稿冒頭でも述べた様に、親族・相統法的規制を改正し、家族的結合（特に夫婦の結合）を一層強化するという道が選ばれる。以下で具体的に見ていこう。

- (1) 四〇年にはデンマーク、ノルウェー、ベルギー、フランス、オランダが、四一年にはユーゴスラヴィア、アルバニア、ギリシャが制圧された（G・シュトルパー他、板井栄八郎訳『現代ドイツ経済史』一九六九年、竹内書店・一七六頁）。またそれに先立ち、オーストリアを三八年三月一三日に「合併」している。
- (2) 箕輪伊織「ナチス戦時体制下の農業」（大原他編『現代農業と農民運動』一九七五年、時潮社）四一頁以下は、ドイツ軍のヨーロッパ「侵略」制圧局面」と、そこからの「後退」敗北局面」とを峻別し、その視点より戦時体制下のドイツ農業を分析する。
- (3) 詳細は、W・フィッシャー（加藤栄一訳）『ヴァイルマルからナチズムへ』（八二年・みすず書房）一二六頁以下、シュトルパー・前掲書一八四頁以下。両書の指摘によれば、戦時体制前期の経済計画は、戦時経済体制としては極めて貧弱・杜撰なものだったという。
- (4) 箕輪・前掲箇所。
- (5) 第二次四ヶ年計画の施行に伴い、ライヒ食農大臣R・W・ダレに代って農業部門で勢力を拡大したH・ベッケは（前稿①三注③参照）、四二年にはダレから同大臣の席をも奪いとる。従って、EHFVはベッケの下で公布されたのである。
- (6) EHFVの中には、三三年のREGおよび三六年のEHRV-EHVIOの一部を改正する規定があるが、EHFV公布後もこの三者はもちろん効力を有し続ける。

## 2 「農民」概念の拡大

従来は世襲農場の所有者だけが「農民 Bauer」と称することが許されていた<sup>(1)</sup>(REG 第一条)。しかし、継続令は、世襲農場に入婚 einheiraten した農民能力ある夫および妻にも、各々「農民」および「農婦 Bäuerin」と称することを許すに至った<sup>(2)</sup>(EHFV 第一条)。こうした改正は、単なる概念の発展と分析されるべきではない。世襲農場所有者のみに与えられていた「農民」という称号が、その配偶者にも拡張されたことの背景には、戦時下での労働力不足に直面し、所有者のみならずその配偶者にも世襲農場の経営管理に当たらせようとした立法者の意図が隠されていると分析すべきであろう。

## 3 入婚した夫の地位と農民的管理用益権

入婚した農民能力ある夫<sup>(2)</sup>で述べた改正で新たに追加された意味での「農民」には、妻の世襲農場に対する農民的管理用益権 bäuerliche Verwaltung und Nutznießung が与えられる<sup>(3)</sup>(EHFV 第四条)。この権利が発生するのは、この場合を始めとして七つの場合が法定されているが、<sup>(3)</sup>まずここでこの権利の内容を概観しておく。

農民的管理用益権 bäuerlicher Nutzverwalter (農民的管理用益権を有する者) は、世襲農場を秩序正しく経営管理するものとされる<sup>(4)</sup>(EHFV 第一七条一項一文)。また、農民的管理用益権を有する者は、世襲農場を秩序正しく経営管理する ordnungsmäßigen Wirtschaftsführung を有し、世襲農場に関係する法律行為が、一子相続裁判所の許可を要する場合<sup>(5)</sup>には、同人は、これを所有者の許可を得て行なうことができる<sup>(4)</sup>(同二・三文)。逆に、所有者がかかる行為を行なう場合には、管理用益権の許可を要する<sup>(5)</sup>(同第二項)。管理用益権を有する者は、右のような権能を与えられた反面、管理用益の期間中に自らが世襲農場に行なった財産出捐を理由とする請求権を行使できないし、また管理用益終了後にもこの請求権に基づく留置権を行使できない<sup>(6)</sup>(同第四項)。

また、世襲農場の女性所有者（＝農婦）は、入婚した夫と共通の卑属から一子相続人を指定する際には、彼と共同して指定しなければならない（BHEV 第五条一項）。

以上のように、農民的管理利益の制度は、所有者とその配偶者（ここでは、女性所有者と入婚したその夫）との間に、一種の「法定財産共同制」<sup>(6)</sup>を創出する様な効果をもたらすものである。ここでは、入婚したのが妻である場合には農民的管理利益権を与えられないことにも注意を要する。

#### 4 配偶者の一子相続人への指定

従来は第一ないし第六法定相続順位の者が存在しない場合に限り配偶者を一子相続人に指定することができるにすぎなかったが（二三(三)）、今次の改正で、「世襲農場の単独所有者は、自己の農民能力ある配偶者を一子相続人に指定できる」ことになり（EHEV 第二条一項一文）、配偶者が一子相続人になる道が広げられた。

しかしこの場合の相続は「配偶者の血族拘束的一子相続順位 *sippengebundene Auerbenfolge des Ehegatten*」と呼ばれる特殊なものである。即ち、配偶者を一子相続人に指定したときには、「世襲農場の単独所有者は、配偶者の生存中であっても、特定時点の到来または特定事件の発生とともに、後発一子相続順位 *weiterer Auerbenfolge* が発生する旨を命じることができる」<sup>(7)</sup>（同二文）。そして、右の特定時点到来または特定事件発生により、または一子相続人となった配偶者の死亡により後発一子相続順位が発生し、この場合に農場は、「農場所有者であった先死配偶者がこの時点で初めて死亡したと仮定した場合に、REGによりこの者の一子相続人になる者を後発一子相続人 *weiterer Auerbe* として、これに帰属する」<sup>(7)</sup>（EHEV 第二条二項）。世襲農場所有者は、後発一子相続人を指定できるし、またかかる指定がない場合には、一子相続人となった生存配偶者が指定できる。但し、いずれの場合にも後発一子相続人は、農場所有者であった先死配偶者の一子相続人に REG により指定され得る者のうちから指定されなければならない（同第

三項)。かかる規定により、世襲農場は最終的には元来の農場所有者の血族に相続されることになり、他の血族に流出されることが防止される<sup>(9)</sup>。

一子相続人になった妻（即ち世襲農場の女性単独所有者）が、後発一子相続順位発生以前に再婚した場合には、1で述べた第四条の場合と同様に、新夫は農民能力を有する限り農民的管理用益権を取得する<sup>(10)</sup>（第一三条一項）。

#### 5 生存配偶者の農民的管理用益権

農場所有者が死亡し、この者の配偶者が一子相続人にならなかった場合、この生存配偶者（夫でも妻でもよい）は農民能力を有する限り、農民的管理用益権を与えられる（EHFV 第七条一項）。

また、生残った妻で農民的管理用益権を有する者が、再婚した場合には、新夫が農民能力を有する限り、新夫にも農民的管理用益権が与えられる（EHFV 第九条一項）。これに対して、生残った夫で農民的管理用益権を有する者が再婚しても、新しい妻には農民的管理用益権は与えられない。

#### 6 夫婦世襲農場

(一) 前述の様に、三六年の EHRV の段階では、夫婦の共有等の要件を満たす農場については継続的に夫婦世襲農場の成立が認められたが、単独所有の世襲農場を夫婦世襲農場に移行させることは許されていなかった（三4(一)）。これに対して今次の改正で、世襲農場の単独所有者は、自己の配偶者と農場に関する夫婦共同財産制の合意をなすと、または配偶者に農場の共有権を与えることよってこの世襲農場を夫婦世襲農場にすることができるようになった（EHFV 第二〇条）。

(二) 次に EHFV 第二三条一項は、「夫婦世襲農場は、この農場を構成する土地財産のうちで経済的により重要な部分を、婚姻締結時またはその後<sup>(11)</sup>に持参した配偶者の方に由来する」ものとするとの規定を設けた。この規定は、次述す

る一子相続人の指定および法定一子相続順位に関して重大な意味を持つことになる。

(三) 夫婦世襲農場の一子相続人の指定に関しては、夫婦は共同で次の①ないし③のうちの二つまたはそれ以上の指定を行ない得ることになった。①夫婦の相互を一子相続人に指定すること。②①の指定を行なわなかった場合には、夫婦の一方が死亡した際に、誰が農場一子相続人になるかを指定すること。③①の指定を行なった場合には(i)一子相続人となった生存配偶者の生存中であっても、特定時点の到来または特定事件の発生によって後発一子相続順位 *weiterer Auerbentolge* が発生することを命じることおよび(ii)右の特定時点到来または特定事件の発生、もしくは一子相続人となった生存配偶者の死亡によって、後発一子相続順位が発生した場合に、誰が後発一子相続人 *weiterer Auerbe* になるかを指定すること、である。但、②の一子相続人および③の後発一子相続人は、REG によって、「当該農場が由来する配偶者(前述の EHEV 第二三条一項)」の一子相続人になり得る者または指定され得る者のうちから指定されなければならぬ<sup>(12)</sup> (以上 EHEV 第二五条二項)。

(四) 右に述べた指定のない場合の法定一子相続に関しては、従来は夫の死亡と妻の死亡とで取扱が異なっていた(二 4(参照)のに対して、EHEV では次の様に改正された。まず、夫婦の一方(夫でも妻でも)が死亡すると、夫婦世襲農場は、生存配偶者を一子相続人としてこれに帰属する。次に、この生存配偶者が死亡した際には、「当該農場が由来する配偶者(EHEV 第二三条一項)」を基準にして相続が行なわれる<sup>(13)</sup>。即ち、この者がこの時点で初めて死亡したと仮定すると、REG によってこの者の一子相続人となる者が、後発一子相続人となる<sup>(12)</sup> (EHEV 第二四条一項)。

夫婦世襲農場に関して、一方の配偶者が死亡し、他方の配偶者が一子相続人になると、この農場は生存配偶者が単独所有する世襲農場になる。この単独所有者が女性であり、この者が再婚した場合にも、前述の EHEV 第四条の場合(前述 3)と同様に新夫は農民能力を有する限り、農民的管理用益権を与えられる(EHEV 第二六条一、二項)。また

一子相続人となった生存配偶者が、「農場が由来する配偶者」であり、その後、再婚した場合には、この生存配偶者は新配偶者との間で再び夫婦世襲農場を設定できる（同第一項）。

(5) EHFV による夫婦世襲農場に関する改正の特徴としては次の四つを挙げることができる。第一に、単独所有の世襲農場を夫婦世襲農場に移行させることが認められたこと。第二に、夫婦のいずれの一方が死亡した場合でも、他方が法定一子相続人になったこと。第三に、法定の場合であれ、指定の場合であれ、配偶者が一子相続人となった時には、農場が夫婦のどちらに由来しているかを考慮して、他血族への農場の流出が防止されていること。第四に、夫婦世襲農場にも農民的管理利益の制度が導入されたことである。

## 7 その他の一子相続に関する改正

(一) 被相続人の父が第三法定相続順位に置かれていることは前述した (REG 第二〇条・二二(一)) が、世襲農場が被相続人の母に由来している場合には、父に代って母が第三法定相続順位に置かれることになった (EHFV 第三二条)。

(二) 第四法定相続順位の者（被相続人の娘、その息子および「息子の息子」）は、経過的にのみ第二法定相続順位（父・右の場合には母）および第三法定相続順位（兄弟等）に優先すると規定されていた (REG 二七条七項、B DV 第八条および EHRV 第四八条・二二(四)および三二(一)) が、この規定は「後に定めあるまで *bis auf weiteres*」継続的に適用されることとなった (EHFV 第三三条)。

## 8 苛酷事例の救済

三5で述べた様に、EHRV 第五四条一項によれば、法律に基づいて発生する相続順位が重大な苛酷をもたらす場合には、ライヒ司法大臣は「他の一子相続人」を指定することができることになった。EHFV 第四一条はこれを改正・補完した。主な改正点は、ラント農民指導者が申請を行ない得る期間が相続事件発生後一カ年<sup>(14)</sup>に延長され

たこと、「他の一子相続人」に指定され得る者の中に、法定一子相続人の他に、被相続人の血族、配偶者および姻族が新たに加えられたこと、失効期日に関する規定が廢止されて<sup>(15)</sup> 限時規定から永続規定になったことである。

#### 9 世代交替促進のための措置

EHEV は、親子間等の「適時の農場譲渡」により世代交替を促進し、新世代の家庭建設を助成するために、一子相続裁判所に次の様な権限を与えた。すなわち、「農場所有者が農民的生活秩序に反して、世襲農場を一子相続人に譲渡することを怠る場合には、一子相続裁判所は、ラント農民指導者の申請に基づいて、当該世襲農場を一子相続人に譲渡することができる。」<sup>(16)</sup>（第四三条一項）。

単独所有の世襲農場または夫婦世襲農場に関して、配偶者が一子相続人となっている（いわゆる「血族拘束的な一子相続」）場合にも、一子相続裁判所は、重大な理由あるときには、ラント農民指導者の申請に基づいて、後発一子相続順位の発生を命じることができる（EHEV 第一五条一項、第二七条一項）。

いずれの場合でも、一子相続裁判所は事前に、まず平和的合意の成立に努め、これが不成立に終わった場合に、農場所有者に適切な譲渡期間を設定する（第四三条三項、第一五条二項、第二七条二項）。

(1) Kurt Meyer in der Stroth, Verordnung zur Fortbildung des Erbhoheitsrechts, DA = (Deutsches Agrarrecht) 1943 S. 374 (以下 Meyer と引用) は、「世襲農場の女性所有者も『農民』に包含される」とする。しかし今後は、注(2)に示す様に女性所有者は「農婦」と称することになろう。

(2) 従って、「農民」には、世襲農場の男性所有者と入婚した夫とが、「農婦」には、世襲農場の女性所有者と入婚した妻とが含まれることになる。しかし、EHEV の文言上は、「入婚した夫」「入婚した妻」などの表現が多い。「農婦」という表現だけで世襲農場の女性所有者を表わしているのは第五条一項においてのみである。

- (3) EHV 第四条、七条、九条、一三条、二二条二項、二六条一項、同二項の七つである。第七条の場合にのみ、男女が区別されず女性に妻にも管理用益権が与えられる。
- (4) 所有者が、許可を拒絶する場合または協力を第三者に妨害されている場合には、一子相続裁判所は、所有者の許可に代わる裁判を行なうことができる(第一七条一項四文)。
- (5) 注(4)と同様に、一子相続裁判所は、用益管理人の許可に代わる裁判を行なうことができる(第一七条二項)。
- (6) 入婚した夫の農民的管理用益権は、夫婦契約により、排除、廃止または期間制限できる(第四条二項)。その他の場合の管理用益権(注(3))にも、同様の規定がある。
- (7) BGB 第二一〇〇条によれば、被相続人は、最初にある者が相続人(先位相続人 *Vorerbe*)となり、その後(例えば先位相続人の死亡時に)別の者が相続人(後位相続人 *Nacherbe*)となる旨の指定を行なうことができる。従って、後発一子相続人 *weiterer Auerbe* の制度は、BGB 第二一〇〇条を世襲農場法制に持ち込んだものといえる。
- (8) 所有者が女性であり、夫が農民的用益管理人である場合には、EHV 第五条一項が準用され、女性所有者は夫と共同して、共通の卑属から後発一子相続人を指定できる(第二二条三項)。
- (9) こうした意味で、配偶者の相続は、「血族拘束的 *stipendgebund*」と呼ばれる。
- (10) 一子相続人となった夫が再婚しても、新しい妻には農民的管理用益権は与えられない。
- (11) 夫婦が同等の土地財産を持参している場合には、夫婦世襲農場は夫に由来すると看做される。
- (12) 夫婦世襲農場の場合に、「当該農場が由来して、いない、配偶者」が一子相続人になっても、この者が死亡すれば、後発一子相続順位が発生し、農場は結局のところ「当該農場が由来する、配偶者」の血族に相続されることになり、世襲農場が他の血族に流出することが防止される。こうした意味で、「夫婦世襲農場が由来して、いない、配偶者」の相続は、——世襲農場の単独所有者の配偶者が一子相続人となる場合と同様に(注(9)参照)——「血族拘束的 *stipendgebund*」である。
- (13) 農場がどちらに由来するかによって、基準となるのが、一子相続人となった生存配偶者である場合と、先死した配偶者である場合とがある。

(14) 当初は三ヶ月、次に六ヶ月とされ（三八年二月二三日付「世襲農場法に関する命令」：RGBl. I. S. 1921）、今回一ヶ年とされた。

(15) 当初有効期間は三八年一月三十一日までとされ、次に前注の三八年二月二三日付「命令」により四〇年一月三十一日まで延長され、今回永続規定となった。

(16) 一子相続裁判所による譲渡決定の確定により、世襲農場の所有権は一子相続人に移転する（同第五項）。

また、従来このような「強制的相続ないし強制的な親子間譲渡」と同じ効果をもたらす制度として、「管理・用益権の剝奪」農場小剝奪 *Kleine Abnehmerung*」(REG 第十五条二項、EHVIO 第八五条以下)があった(前稿①一八頁参照)。

## 五 総括

1 以上本稿では、世襲農場法制における親族・相続法規制を、一九三三年ライヒ世襲農場法 REG および三つの施行令を出発点とし、一九三六年世襲農場法令 EHRV を経て、一九四三年世襲農場継続形成令 EHFV に至るまで考察してきたが、それは以下の様に総括できよう。

2 まず REG については、以前の考察においても「ナチスイデオロギーを強く浮き彫りにするもの」との結論を得ているが、この結論は本稿で見た相続規制に関しても維持できると考えられる。すなわち、第一に、世襲農場の相続に関して被相続人は、死因処分によって一子相続権による相続順位を排除・制限することが許されていなかった(二・3(一)、2(二))。第二に、法定一子相続順位も厳格・詳細に定められており、ここでは男性が優先されていた(二・2、5)。そしてこの男性優先の根拠が、「古いドイツの農民慣習は男性相続であったこと」や、世襲農場の相続に関しては家名血族 *Namensippe* (=農場に定住する家門 *Geschlecht* の家名を担う者)たる男性が、女性(婚姻に際して家名を失うことが多い)に優先されるべきであるということに求められていた。第三に、「一子相続権による相続順位を制限・排除しな

い範囲で被相続人に与えられていた死因処分の自由も、右の法定一子相続順位との絡みで極めて限定的なものであった(113)。

3 次に EHRV は、右の REG による基本的枠組はあくまで維持しながらも、規制の厳格さをいくらか緩和している(いわば、イデオロギー的側面の「後退」)。こうしたことは、先順位の一子相続人を飛越して後順位の者を一子相続人に指定できるようになったことや(三三(二))、法定一子相続順位が重大な苛酷をもたらす場合の救済措置が定められたこと(三三(五))で見られる。

4 (一) 最後に EHFV に関しては、まず第一に次の様な「変容」を確認すべきである。すなわち、従来は世襲農場は単独所有が「原則」<sup>(3)</sup>であり、その所有者は「農民」が基本範疇として把握されていたのに対し、EHFV では農場所有者夫婦(所有者とその配偶者)が基本範疇として把握されるようになっていく。こうしたことは、一つには「農民」(ないし「農婦」)の称号が、所有者の配偶者にも与えられたこと(四二)、二つには入婚した夫や生存配偶者等に農民的管理用益権が与えられ、一種の「法定夫婦財産共同制」が創設されたこと(四三、四四)に現われている。さらに、単独所有の世襲農場でも、配偶者を一子相続人に指定できる道が大幅に広げられたことは、夫婦を基礎範疇として把握することのコロラリーと考えられる。

EHFV の第二の特徴として指摘できることは、EHRV においても既に見られた「イデオロギー的側面の『後退』」が「固定化」した点である。このことは、一つには一定の要件の下で母にも法定一子相続順位が認められたこと、二つには法定一子相続順位に関して、娘等の父母および兄弟に対する優先を定める規定が継続規定となったこと(四四七)、三つには苛酷事例救済規定の有効期間制限が撤廃されたこと(四八)に現われている。

EHFV の第三の特徴として挙げられることは、夫婦世襲農場に関する規定が整備されたことである。即ち、夫婦

世襲農場の成立は、EHRVの段階で既に継続的に認めらるに至ったが（三4）、EHFVでは、「単独所有世襲農場からの移行も認められるに至った（四6）」。さらにその相続に関しては、「配偶者の血族拘束の一子相続順位」が設けられ、また農場が夫婦のどちらに由来するかが考慮され、農場の他血族への流出防止が図られた（四6）（三四）。

(二) EHFVの特徴は以上の三つに総括できるが、かかる規制を必然化した背景としては、とりあえず次の二つを指摘しておく。

第一に、四1でも述べた様に、戦時体制後期に入り食糧供給を再び国内での生産に頼らざるを得なくなり、徴兵等による労働力不足を何らかの方法で克服しなければならないという局面を迎える。そこで立法者が選択した道が、世襲農場における家族的結合の強化であった。こうした事情は、農民的管理用益権による「法定夫婦財産共同制」の創設、および夫婦世襲農場の規定整備をもたらす誘因となっている。

第二には、右の様な局面を迎え、世襲農場制を農民大衆により受け入れ易いものにせざるを得なかった。換言すれば世襲農場制は、それと乖離する「農民慣行」に「一定の迎合」をせざるを得なかったという事情が挙げられる。これは、EHFVにおける「イデオロギー的側面の『後退』」の「固定化」をもたらした。また夫婦世襲農場の規定整備<sup>(4)</sup>はこうした事情からも説明され得よう。

以上本稿では、戦時体制期の世襲農場法制的考察を行なったが、この時期における農地法制全体の総括は、同期における非世襲農場地に関する立法を検討した後によく果たされることになる<sup>(5)</sup>。

(1) 前稿①二6（一〇頁以下）、前稿②四2（一一九頁以下）参照。

(2) Siefert, S. 100. Meyer, S. 405.

(3) 当時の論者たちは、かかる「原則」の論拠を、単独所有の方が血族を土地に定着させたり土地財産の細分化を防止するのに役立つという点に求めていた。詳しくは、Meyer in der Stroth, Die Rechtsstellung des in den Erbhof einheirateten Ehegatten, DA 1943 S. 210 に引用の諸説を参照。

(4) 夫婦世襲農場が全世襲農場中に占める割合に関する総合的統計資料の存在は確認できなかったが、一九四一年に世襲農場登録簿に登録された世襲農場の中で夫婦世襲農場(EHRVの規定によるもの)の占める割合は、南部ドイツで五六%、西部・中部ドイツで四一%、北部・中部ドイツで八%であったという(Meyer, a. a. O.)。前二者の高比率が注意を引く。

(5) 例えば、三注(11)で述べた家族世襲財産等解消法や、小作保護法制を全面的に改正した四〇年七月三〇日のライヒ貸借保護令(RGBI. I S. 1065)の研究が必要であらう。

〈一九八四年一〇月一日脱稿〉